月十九日にワシントンで作成された議定書及び同年五月十九日にワシントンで作成された議定書により延長され、同年七月十六日にワシントンで作成された議定書により延長され、及び改正され、並びに二千四年七月十九日にワシントンで作成された議定書、二千十四年四月二十三日に東京で作成された議定書及び二千二十四年七月十五日にワシントンで作成された議定書により延長された科学技術における研究開発のための協力に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定（以下「協定」という。）の有効期間が二千二十六年一月二十日に終了することを認識し、

協定第九条２の規定に従って行動して、

次のとおり協定した。

第一条

協定は、二千二十六年一月二十日から九箇月間延長する。

第二条

この議定書は、二千二十六年一月二十日に効力を生ずる。

二千二十六年一月十六日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

大西洋平

アメリカ合衆国政府のために

アーロン・Ｄ・スナイプ

○農林水産省告示第九十号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第三条第九項の規定により、令和七年十二月二十四日付けをもって次の農薬を登録し、同法第十三条の規定により公告する。

令和八年二月三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造業者又は輸入業者の氏名及び住所
24999	プロジアミン複合肥料	ポアトラズ	埼玉県草加市八幡町642番地６　サンユーケミカル有限会社　代表取締役　小堀康雄
25000	ベンジルアミノプリン液剤	ハンドセイブ液剤	東京都中央区日本橋二丁目７番１号　住友化学株式会社　社長　水戸信彰
25001	ジャパミリルア剤	フジコナコン	東京都千代田区丸の内一丁目４番１号　信越化学工業株式会社　代表取締役社長　斉藤恭彦
25002	ジメテナミドＰ・ピロキサスルホン・リニュロン乳剤	クリアシープ乳剤	東京都台東区池之端一丁目４番26号　クミアイ化学工業株式会社　代表取締役社長　横山優
25003	ターバシル・テブチウロン・ＤＣＭＵ粒剤	レールシャープＰｒｏ粒剤	東京都港区東新橋一丁目９番２号　保土谷アグロテック株式会社　代表取締役　脇坂孝夫
25004	ターバシル・テブチウロン・ＤＣＭＵ粒剤	メガレンジャーＰｒｏ粒剤	東京都港区東新橋一丁目９番２号　保土谷化学工業株式会社　取締役社長　松本祐人

○農林水産省告示第九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年二月三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

広島県安芸高田市・庄原市（以上二市国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐に係る伐採種は、定めない。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第二百四十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年二月三日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

西之谷南沢Ａ

二　砂防法第二条の土地の表示

静岡県磐田市敷地及び社山の区域内の土地のうち、次の一点から二十六点までを順次結んだ線及び一点と二十六点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	34° 49′ 17.8339″	137° 51′ 38.7494″
2	34° 49′ 17.8719″	137° 51′ 38.3167″
3	34° 49′ 17.3724″	137° 51′ 37.2745″
4	34° 49′ 17.2420″	137° 51′ 36.2860″
5	34° 49′ 16.5639″	137° 51′ 35.1597″
6	34° 49′ 16.0523″	137° 51′ 33.9497″
7	34° 49′ 16.3738″	137° 51′ 31.9777″
8	34° 49′ 16.8327″	137° 51′ 31.2343″
9	34° 49′ 17.8984″	137° 51′ 31.1705″
10	34° 49′ 18.4388″	137° 51′ 31.4886″
11	34° 49′ 19.1591″	137° 51′ 31.4574″
12	34° 49′ 19.5430″	137° 51′ 29.6048″
13	34° 49′ 20.1434″	137° 51′ 28.6360″
14	34° 49′ 20.8234″	137° 51′ 28.4693″
15	34° 49′ 21.3473″	137° 51′ 28.6778″
16	34° 49′ 22.8539″	137° 51′ 29.7428″
17	34° 49′ 23.1545″	137° 51′ 30.1163″
18	34° 49′ 22.8870″	137° 51′ 32.2337″
19	34° 49′ 22.4910″	137° 51′ 32.8265″
20	34° 49′ 22.2424″	137° 51′ 34.3575″
21	34° 49′ 21.6735″	137° 51′ 35.1450″
22	34° 49′ 20.4883″	137° 51′ 35.6945″
23	34° 49′ 18.8061″	137° 51′ 38.7703″
24	34° 49′ 18.6044″	137° 51′ 38.7049″
25	34° 49′ 18.3309″	137° 51′ 38.6305″
26	34° 49′ 17.8596″	137° 51′ 38.8296″

○国土交通省告示第二百四十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年二月三日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

平松沢Ｄ

二　砂防法第二条の土地の表示

静岡県磐田市平松の区域内の土地のうち、次の一点から二十七点までを順次結んだ線及び一点と二十七点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	34° 48′ 10.2831″	137° 50′ 48.7418″
2	34° 48′ 10.1914″	137° 50′ 49.5030″
3	34° 48′ 10.4338″	137° 50′ 50.8271″
4	34° 48′ 10.2366″	137° 50′ 52.3596″
5	34° 48′ 10.6481″	137° 50′ 53.0978″
6	34° 48′ 09.9780″	137° 50′ 56.4809″
7	34° 48′ 07.3499″	137° 50′ 56.1797″
8	34° 48′ 06.1909″	137° 50′ 53.2558″